

告 示

埼玉県教委告示第十三号

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十四条第二項の規定により、連携科目等の指定を平成二十七年四月一日付けで次のとおり解除した。

平成二十七年四月十七日

埼玉県教育委員会委員長 高 木 康 夫

一 技能教育のための施設の名称

学校法人日本産業専門学校（埼玉県川口市本町四丁目八番三号）

二 指定を解除する連携科目等の名称

商業技術

経済活動と法